

令和4年度のアレルギーヒヤリハット事案対応について

1 発生事案への対応

(1) 当該生徒への対応

生徒への謝罪を申し入れ、現在、謝罪方法について調整中。

(2) 食物アレルギーに関する文書の確認

修学旅行時の食物アレルギー対応に関する保護者と学校職員との当時の面談記録や資料については、学校における文書保存年限を経過したことにより、既に廃棄処理がされており、確認することができなかった。

令和8年6月26日、当該生徒が進学した高等学校において、当該中学校から進学先の高等学校へ引き継がれた食物アレルギーに関する資料を学校教育課職員が保護者同席のもと確認した。

資料により、当該生徒に「イクラ」を原因食物とするアレルギーがあることを確認した。

その際に確認した資料は、「食物アレルギー等対応指示書」（以下「指示書」という。）及び「個別の取組プラン」（以下「取組プラン」という。）であったが、アナフィラキシー既往の有無及び処方薬の有無の記載について、大きな相違があることを確認した（資料No.2-2のとおり）。

食物アレルギー対応マニュアルでは、取組プランは、校内で作成した後、学校職員と保護者が面談を行い、その対応について協議し決定することとなっている。

当時も、教頭、養護教諭、栄養教諭の学校職員と保護者の4者による面談が行われていたことが、学校の記録により確認されている。しかし、面談においてこの相違点に気付くことがないまま、その後の対応が行われていたと思われる。

指示書と取組プランに大きな相違がある点や面談等において相違点に気付くことができなかった点等について、現在、当時の学校職員に対する聞き取りを進めている。今後、保護者への聞き取りや指示書の記載内容について医療機関へ問い合わせることができるよう調整を行っている。

(3) 市立学校に対する現状把握

① 食物アレルギーのある児童生徒の進学時の引継ぎ

今年度当初において、幼稚園・保育園から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校への進学時に引継ぎが確実に行われていることを確認した。

② 個別の取組プランの再点検

現在使用している取組プランについて、医師の指示書等との相違がないか再点検を行い、相違がないことを確認した。